

規程第44号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会生きがい外出サポート事業実施規程

（目的）

第1条 この事業は，社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置運営する美野里ともいきプラザ事業の一環として，高齢者等を対象とした外出事業（以下「事業」という。）を実施することで，健康の維持や仲間づくり及び買い物などの利便を図り，生きがいを持って生活をしていただくことを目的とする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は，小美玉市内に居住する高齢者等とする。

（申し込み）

第3条 事業の申し込みは，生きがい外出サポート事業申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ，本会会長に申し込まなければならない。ただし，本人が申し込みできない場合には，本人に代わり家族や代理の者が行うことができる。

2 前項の申し込みは，記載事項に変更がない限り，一度申し込んだ申込書が永続的に有効となるものとする。

（実施内容）

第4条 実施内容は，美野里ともいきプラザ内ランチ&カフェ木もれ陽（以下「木もれ陽」という。）の利用及び次の各号のとおりとする。

（1）つどい

参加者同士のおしゃべりなどで交流を深める活動

（2）健康維持

外出及び交流に伴う精神的，身体的健康の維持

（3）外出

季節に合わせた外出行事や生活必要物品の買い出し等

（4）その他

第1条の趣旨に合致する活動

（実施場所）

第5条 事業の実施場所は，主に小美玉市内及び近隣市町村等とする。

（開催頻度及び時間帯）

第6条 事業は，小川，美野里，玉里地区ごとに原則毎月1回程度開催するものとする。

2 活動時間は、午前9時頃から午後3時頃までとする。

（参加費）

第7条 参加費は無料とする。ただし、「木もれ陽」における食事代及び活動内容等に応じた実費は、参加者の負担とする。

（交通機関及び付き添い）

第8条 移動手段は、原則本会が所管する公用バスを利用する。

2 運転手、添乗員は、原則本会の職員が務めるものとする。

（事故の処理）

第9条 参加者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに運転手もしくは添乗員に報告するものとし、本会職員は、関係機関へ連絡対応等をしなければならない。

（広報啓発）

第10条 事業を実施するにあたり、行事等を広報し、事業の啓発を行い、地域住民の参加を促進するものとする。

（委任）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成22年12月16日から施行する。